

【足立区労働報酬審議会】会議録

会 議 名	令和3年度 第1回 足立区労働報酬審議会		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和3年8月5日(木)		
開催時間	午後2時00分 ~ 午後3時30分		
開催場所	足立区役所11階 契約課入札室		
出席者	渡部 典子 会長	小倉 絵里 副会長	田中 克己 委員
	設楽 潔 委員	村上 友一 委員	早川 勝久 委員
欠席者	なし		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 令和2年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</p> <p>議案第2号 令和3年度公契約条例適用契約について(予定)</p> <p>議案第3号 令和3年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について</p> <p>議案第4号 令和4年度労働報酬下限額の積算方法等について(案)</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		
資料	審議資料		
その他			

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

2 議事

◆会議の公開について

○渡部会長

審議会は公開としているが、非公開情報とされているものに関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開としたいかどうか。

ー全委員了承ー

◆議案第1号 令和2年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について

◆議案第2号 令和3年度公契約条例適用契約について (予定)

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

いつもは労務台帳だけの席上配付であったが、施工体系図が添付されている。行政側から我々に知らせたいことがあって作成されたのかどうか。一つ目の労務台帳だが、左官工事で一次の職人のデータだと思うが、34人の職人の中で職種がきちっと識別されているのが19人である。左官業というのは一番技能を要する職種のひとつと言われている。左官業であれば、ほぼ全員が左官業種に区分されているのかなというイメージだったのだが、普通作業員に区分されている人が14人。一番技能技術が必要とされる中で、左官業に区分されない人が14人もいて、適切な工事が担保されるのかという不安がある。普通作業員の所定時間を見ると、24時間や8時間となっているので、応援で来ているのかなと推察される。応援というのは、時間がないので

技能技術のある方に現場に来てもらって工事を早く施工させるということだと思う。そうであれば、左官の職種の中でも技能技術がより高い方でなければおかしいと思う。その辺の整合性はどうか。

○契約課長

施工体系図の添付については、事故の抑制に重要ということで付けさせていただいた。

○田中委員

職種の構成については、作業内容、状況がわからないので直接聞いていただくしかないと思う。

○契約課長

事務局の方で確認させていただく。

○早川委員

労務台帳が提出されたときに、その場で聞いていただけたらいいと思うので、よろしくお願したい。

○設楽委員

元々この工事を積算して発注するときに、どういう職人の構成で単価をはじいたかという基礎資料は行政側にあると思うのだが、それと整合性があるのかどうかを見るのも一つの方法ではないかと思うがどうかだろうか。台帳が提出されて、この台帳の人工は整合性があるかはチェックされないのでは。発注予定額と実際落札された結果として現場で施工され何人かかったかというところまで調べていかないと、発注価格そのものが適正なのかというところまで踏み込めないと思う。発注額と受注額とに大きな差があってはだめだ。発注額に合理性がないと、これを作ってもあまり意味がなくなってしまう。そののと

ころを検証していただかないと、何も進まないと思う。

○早川委員

足立区の工事の予定価格は、区の職員が積算しているのか。それとも外注なのか。

○契約課長

区の職員が積算している。設計図面は設計事務所に委託しているので、その設計に基づいて積算するということになる。

○早川委員

予定価格の積算に使った資料の全部開示を、足立区はやっていないのか。

○設楽委員

大きなところはやっているが、細かいところはわからないと思う。

○契約課長

開示請求は対象になっており、所管の方に請求が出され回答がされている。

○設楽委員

その積算に整合性があるのかないのか。行政がやるのと事業者がやるのとでは違うと思う。スタートのときにみんながわかるものを行政が開示すると言っているが、実際にはわからない。開示されるのは、総額で一式であり、数量がきちとなっていないことはない。もちろん機器の大きいものなどで示されることはあるが、いろいろあると一式になってしまう。

○早川委員

積算に関する細かい数字まで開示しているところは。

○田中委員

都は出ている。足立区では一式のものも、都ではその先があるというケースはたくさんある。

○早川委員

都で出していて足立区では出していないというのは理由があるのか。

○設楽委員

行政の考え方でしょう。

○田中委員

過去には一式の内容を請求して、3回繰り返しても一式の先がないということがあった話題になっているのだが。ないのではないかなと思っている。

○設楽委員

ないことはないのでは。

○田中委員

ないから出せないのか、あるけれども出せないのか。設楽委員はあると思っているようだが、私はないのだろうと思っている。

○設楽委員

なかったら工事の起工はできない。数量がわからなくて積算するなんてあり得ない。

○田中委員

それが起きていると思っている。

○設楽委員

最低賃金をどうするのか、その人工ではたなかったなど、いろんなことを細かくつつめていっても、本当に意味があるのかどう

か。なかなか難しところだと思う。ただ、数量がない積算などあり得ない。

○早川委員

下限額の議論の際に、最終的にいつも行きつくところはそこになる。

○設楽委員

もののはっきりしてないわけだから。しかも、下限額は積算の労務単価の90%で設定しているので、はなから10%落ちている。

○早川委員

そこをきっちり開示しないと議論がなかなか進まないのかなど。いつも下限額について議論しても、結局その予定価格のことにいきついてしまうと、いつも同じことの繰り返しで先に進まないのかなど。

○設楽委員

難しいところだと思う。積算単価の90%については、落札率の平均からみてそれが現況にあっているだろうという行政側の見解である。

◆議案第3号 令和3年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について

【契約課長が議案について説明】

○早川委員

労働者側からは、条例が施行されて7年が経過して、現場実態を踏まえた上で公契約条例を検証する時期になっているのではないかと、前回の審議会の中でお話ししたが、それについて行政側は進めているのか。

○契約課長

まず現場実態を把握するというので、現

場の労働者等に対するアンケートについて検討中である。それにより実態を把握したいと考えている。

○早川委員

前回の審議会の中で、アンケートのひな型が示され、それについて議論した。前回のひな型に我々の意見が反映されたものを今回示されると思っていたのだが。早めに進めていただきたい。

○契約課長

早めに作業を進めさせていただく。

○村上委員

多摩市の公契約条例から始まって、江戸川区でも今年6月の議会で条例が制定され、10月から公契約の審議会が始まるようだ。対象範囲だが、工事が1億8千万円以上というのは、他と比べて突出しているので考えていただきたい。また、業務委託の9千万以上だが、足立区を参考にしているという江戸川区は4千万円以上としている。4千万円も高い方だが、9千万円は突出している。江戸川区に電話で確認したところ、件数は工事も委託も100件程度を見込んでいるとのことである。それに比べて件数が少ないので、対象範囲の拡大をお考えいただくようお願いしたい。

○田中委員

付随して、労務台帳の事務処理経費を他区はどうしているかお調べになっているか。

○村上委員

調べていない。

○設楽委員

加えてお聞きするが、公契約条例が始まってから、自分の処遇が良くなったとか悪くなったとかの労働者の意見は聞いていないか。

○早川委員

うちの組合員で公契約適用の現場で従事した人が何人かいる。公契約条例が始まって9年が経ち、設計労務単価が9年連続で上り五十数パーセント上がっている。賃金としてそこまでの実感はないが、公契約条例ができて若干賃金が上がったという声が聞こえてくることもある。やはり、公契約条例ができて、区が工事の予算をきちっと付けて、それが元請けから一次、一次から労働者の方に行っているという事実もあることはある。しかし、我々が望んでいるような、設計労務単価が52%上がったから賃金も52%上がったかという、そこまでは全然行っていない。

○設楽委員

普通に言って、賃金だけではない。物の物価もあるので、直に労務費に反映するということはないと思う。

○早川委員

労務費だけで52%上がって、設計材料単価も上がっている。足立区は設計労務単価と設計材料単価で積算しているので、労務単価が52%上がれば、労働者側から言えば、やはりそれくらい上がることを期待していたということはある。

足立区の工事の対象となる基準の1億8千万円について、これを引き下げるという話はこれまでずっと労働側の方から投げかけているが、今はどのようになっているか。

○契約課長

条例が施行されてから変わってはいないと

ころであるが、委員ご指摘のように他の低いところもあるので、そうした区市の状況なども情報収集して検討させていただくという考えである。

○早川委員

公契約条例ができて9年目に入る。当時の総務部長が小さく産んで大きく育てたいと言って作られた条例だが、9年経っても、どのように変化したのかが見られないので、そういったところは進めていただきたいと思う。

具体的な話で、対象範囲の設定金額は、1億8千万円を是非1億円に引き下げたい。足立区の公契約条例ができてからの工事の落札率について、2014年分から調べてきた。2014年が98%前後、2015年も98%前後、2016年が96%、2017年が97%前後と推移してきた。そして、2018年から予定価格の事後公表が始まった。その途端に落札率は大きく下がった。それまで98%程で推移していたのが93%程に。この事後公表案件というのが、1億8千万円ではなく1億円以上の工事を事後公表にしようということになった。1億8千万円以上の工事であれば、そこで働く労働者は条例があるので賃金は担保されるが、例えば予定価格が1億5千万円の工事では落札率が大きく下がり、元請けはどこで利益を得ようかと考えたとき、一番先に考えるのは労働者の賃金ということであり、その現場には公契約条例が適用にならない。公契約条例の枠は、1億8千万円ではなく事後公表案件の1億円に揃えなければいけないと、労働者側は考えており、その点を検討していただきたい。

あと労働者側から毎年言っている未熟練労働者の賃金の計算方法について、現在は設計労務単価の軽作業員の金額に9割を掛けて更

に77%を掛けて算出している。時給で1300円くらいである。それを8時間労働に換算すると、1万円ちょっとである。パワーワークという建設職種の求人誌があり隔週月曜日に発行されている。2017年の7月から取り寄せて未熟練の職人を募集するときの金額を全部拾い上げている。2021年4月から6月期においては、平均募集単価が11,233円である。足立区が定めている未熟練の日給は1万1千に届いていない。足立区公契約条例ができた8年前、この未熟練の単価の求め方というのは、その時の未熟練の平均的な単価に準じて設定するという話であった。今の実勢の単価が1万1千円を超えているのであれば、それに近づくように変えるべきであり、そのようにお願いしたい。

◆議案第4号 令和4年度労働報酬下限額の積算方法等について（案）

【契約課長が議案について説明】

○村上委員

業務委託と指定管理が前回と同じである。変わらないのはどうか。

○契約課長

足立区の会計年度任用職員の時間単価を基本としているが、その単価が変わっていないためである。

○村上委員

それを上げてほしいというのは難しいことか。

○早川委員

変わらなかったというのは、去年最低賃金が現状維持されたからということなのか。

○契約課長

足立区の会計年度任用職員の時間単価が現状維持されたということである。

○村上委員

最低賃金と関係しているのか。

○小倉委員

特に連動しているわけではないと思うが、最低賃金が変わらなかったということを加味しているのではないか。

○村上委員

有資格の保育士の1000円の加算だが、1000円というのはあまりにも低すぎるのではないか。できれば増額をお願いしたい。

○早川委員

現状で保育士の時給はどれくらいなのか。

○村上委員

いろいろ調べてはいるが、1300円くらいというのものもある。

○早川委員

実態が1300円で、実態以下であれば加味した方がいいと思う。

○小倉委員

1000円加算については、ようやく加算されたという経緯もある。最低賃金だが、令和4年度について確定ではないが28円アップが全国一律になりそうだということで、これまで東京が牽引してきた形だが、働き方改革法案を前提に全国平均を千円に持っていきましようということで、全国一律で28円アップになりそうである。そうすると前年と同じという部分は、検討が必要になってくると思

う。最低賃金に直接連動しているわけではないようだが、引き上げ率が高いということ、全国一律であるということは、考えなければいけないところかと思う。しかし、当初から話が出ている積算の根拠があまりはっきりしていないという中で、最低賃金のところだけで引き上げてしまうのはどうなのか。全体の積算に対してどのように考えなければいけないのかということと抱き合わせにしないとうまくいかないのではないか。ベースとしては上げざるを得ないとしても、労務単価に単純に乗せることができるのか見えない中で、引き上げだけというのは難しいのではないかと感じる。しかし、引き上げは確定しているので、それは加味しておかなければいけないと思う。

○早川委員

先ほどお話しした未熟練の単価を実態に合わせるということについてはどうか。

○契約課長

事業者側のご意見もお聞かせいただきたい。

○田中委員

平均賃金が基だというスタートの話は覚えていないのだが。

○早川委員

前に75%にした理由を質問したときの、当時の課長の回答が、先ほど話したとおりの内容であったと認識している。

○田中委員

そもそも未経験者の平均賃金を未熟練の下限額とするのはどうなのか。平均賃金ということは、その上も下もあるということで、

そうすると理屈に合わないのではないか。そのスタートの話は抜きにして。

○設楽委員

これは、募集広告の金額の平均ということだと思う。内容がどうなのかというものはなく、単に事業者が示した金額を集めたものである。それを根拠とすることに多くの賛同が得られるのかということには疑問がある。

○早川委員

今の建設業界は若者が急速に離れてしまっている。昔は建設業界で働くと日当1万円ちょっともらえるというように給料が高くてみんな入職していた。今は給料が安い、長時間労働だということで、どんどん就労人口が減っていく。そうした中、若者が望んでいるのは賃金という部分があるので、それを最低の最低のラインで区切ってしまったら、本当に若者がこの業界に入ってこなくなるという危険もある。足立区の公契約条例適用現場においては、最低の最低のところは線を引くのではなく、ある程度上のところで線を引いておかないと、この業界の未来、将来が危ぶまれるので、やはりこの点は加味していただきたい。

○田中委員

近隣自治体の比較表を見ると、足立区はいいところにいるのではないかと。

○早川委員

しかし隣の草加市に負けている。草加市には未熟練の金額設定がなく、おそらく労務単価の軽作業員の90%の金額なのではないか。

○契約課長

現時点では昨年度と同様の提案をさせていただいたが、決定に向けて更に検討をさせていただく。

○早川委員

昨年度の答申の付帯意見の中に、労務台帳提出に係る事務処理手数料について予定価格への計上を検討されたいという事業者側の要望による項目がある。それについてはどうか。

○田中委員

相当な書類の量になっていて、大変な作業である。その事務経費は算定することが難しいから入っていないという説明であり、どう決めていいかわからないからということだが、何か決めていただかないと、対象の拡大などについても、その点がクリアにならないと、我々としても、そういうことならやりましょうとは言にくい。反対ということではなく、一生懸命やっていることに対して、それが予定価格にないということはどうなのかと感ずる。確かにそれがわかっていて入札金額を入れているのだろうと言われてしまえばそうなのかもしれないが、そもそも予算にないものを、我々がある意味で泣いて受けているということではないか。9年経っても改善されていない。是非とも前向きに検討いただきたい。

○設楽委員

発注単価についても、はっきりわからない。こちらが質問しても、これしかないという答である。よくわからない中で、落札率を云々されても何だということになる。そもそも数量が合っているのか、そういったことを検証する組織を作ってほしいと申し上げている。その点について触れられていない。

○早川委員

前に、事業者側が訴えている労務台帳が膨大な量になることによる負担の打開案として、千代田区は一部だけの提出としている例が挙げられた。そうした軽減についても、区として研究しなければいけないということだった。これまでの議論をきちんと踏まえて、継続性のある議論をしていきたいと思うがどうか。

○契約課長

そのとおりだと思う。しっかり確認して次回の審議会に向け取り組んでいく。

○田中委員

江戸川区が足立区に倣っているとのことだったが、提出書類は足立区と同じなのだろうか。後追いでやっているのだから、いいとこどりしてその辺はうまくできているかもしれない。

○早川委員

未熟練の金額の話に戻ってしまうが、設計労務単価の中に軽作業員という区分がある。軽作業員の区分について国交省のホームページで見ると、掃除ができるとか、水撒きができるとか、それくらいの仕事の内容である。足立区で言っている熟練労働者以外の労働者と、この軽作業員は、どう違うのか教えていただきたいのだが。

○契約課長

熟練労働者以外の労働者の区分については、他の自治体の多くが設定している。未熟練労働者は、技能を有する熟練労働者を目指して修練していただいているという位置づけであると認識している。

○早川委員

軽作業員というのは、先ほどお話ししたとおりである。その方より更に単価が低いというのは、軽作業員より技術がないということではないか。私としては、軽作業員も未熟練労働者も、仕事の内容、技術については同等だと思う。そうであれば、この区分は必要なのかと思う。草加市や千代田区にはない。前から言っていることだが検討をしてほしい。差別化するのであれば、どうして差別化するのか、理由を教えてください。

○契約課長

設定している自治体が多く、そうした中で設定しているところである。実際に、熟練労働者に比べて入って間もない方というのは、技術の差があるわけで、その差は認めなければならぬと認識している。

○早川委員

技術の差があるから、それが軽作業員という区分だと思う。入ったばかりだから、軽作業員として国交省が定義する、水撒き、掃除、土砂運搬などの仕事内容ということである。他の自治体が行っているからではなく、分けるのであればその理由があるはずで、理由がないのであれば、分けている自治体がおかしいということになる。分けるのであればその理由があるはずなので、それを示してほしい。

○設楽委員

作業員の分け方は事業者任せになっている。単純な作業しかできない人を軽作業員と言っているのであれば、未熟練の人の扱いは確かに広すぎる感じはする。どこかに整合性がないと結論は出ないような感じがする。

○早川委員

引き続き検討してもらいたいと思う。

○契約課長

次回までに考え方を整理したい。

○早川委員

現場実態把握のためのアンケートは、どう進めるのかお聞かせいただきたい。

○契約課長

平成29年度に実施したアンケートを参考にしながら、事業者側からの要望事項もあるので、併せて率直な意見を聞けるようなアンケートを考えたい。

○早川委員

やり方だが、実態を把握するためには、労働者本人に直接聞き取ったアンケートでなければ、本当の実態は見れないというところがあるので、強く希望したい。業界新聞も、日本の建設業のアンケートの取り方を問題視している。元請け主導だと本当の現場の声が拾いきれないと指摘しているので、是非とも足立区に突破していただきたい。

○小倉委員

労務台帳の事務処理、アンケートにおいて、システム的な方法を取り入れている区市があれば、参考にして少しでも負担を減らすことができるのではないか。そういった参考例の情報が得られないものかと思っている。

○契約課長

そのあたりも含めて情報収集して、改善につなげていきたいと思う。

○渡部会長

本日の質疑はここまでとし、次回の審議会
でまとめる方向で準備いただくということで
よろしいか。

－全委員了承－

○渡部会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

【契約課長が次回審議会日程について説明】

○渡部会長

本日の議事録は事務局で作成し、各委員に
送付するようにお願いしたい。委員のみなさ
まの内容確認が終わったら、区長に提出した
いと考えているが、よろしいか。

－全委員了承－